
平成28年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第3日)

平成28年6月21日 (火曜日)

議事日程 (3)

平成28年6月21日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第36号 芦屋町重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第37号 平成28年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)
- 第3 議案第38号 平成28年度芦屋町モーターボート競走事業会計補正予算 (第1号)
- 第4 承認第3号 専決処分事項の承認について
- 第5 承認第4号 専決処分事項の承認について
- 第6 議案第39号 中央公園整備工事 (その1) 請負契約の締結について
- 第7 議案第40号 芦屋小学校空調設備改修工事 (設備) 請負契約の締結について
- 第8 議案第41号 芦屋東小学校空調設備改修工事 (設備) 請負契約の締結について
- 第9 同意第2号 芦屋町教育委員会委員の選任同意について
-

【出席議員】 (12名)

1番 松上 宏幸	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 内海 猛年
5番 刀根 正幸	6番 妹川 征男	7番 貝掛 俊之	8番 田島 憲道
9番 辻本 一夫	10番 川上 誠一	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 池上 亮吉 書記 中野 功明 書記 志村 裕子

説明のために出席した者の職氏名

町 長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	中島幸男
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	柴田敬三	財政課長	藤崎隆好	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	武谷久美子	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事務局次長	中西新吾
企画課長	濱村昭敏	事業課長	木本拓也		

【 傍 聴 者 数 】 6名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま、出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

○議長 小田 武人君

お諮りします。日程第 1、議案第 36 号から、日程第 5、承認第 4 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 貝掛 俊之君

報告第 6 号、平成 28 年 6 月 17 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、総務財政常任委員会委員長、貝掛俊之。

総務財政常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第 37 号、満場一致により原案可決。

議案第 38 号、満場一致により原案可決。

承認第 3 号、満場一致により承認。

承認第 4 号、満場一致により承認。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 内海 猛年君

報告第 7 号、平成 28 年 6 月 17 日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、内海猛年。

民生文教常任委員会審査結果報告書、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

議案第36号、満場一致により原案可決。

議案第37号、賛成多数により原案可決。

以上、報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査申出書が提出されておりますので、書記にこれを朗読させ、報告にかえます。

書記に朗読を命じます。書記。

[朗 読]

.....

平成28年6月17日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

総務財政常任委員会委員長 貝掛 俊之

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「企画調整に関する件」、「町財政に関する件」、「消防及び災害防止等に関する件」、「税制に関する件」、「建築及び土木に関する件」、「河川に関する件」、「道路整備に関する件」、「芦屋橋に関する件」、「国道495号線に関する件」、「芦屋港湾に関する件」、「上下水道に関する件」、「競艇に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成28年6月17日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

民生文教常任委員会委員長 内海 猛年

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「戸籍等各種届出及び申請事務に関する件」、「国民健康保険に関する件」、「保健及び健康づくりに関する件」、「子育て支援に関する件」、「福祉政策及び介護保険に関する件」、「環境政策に関する件」、「公営住宅に関する件」、「農業、漁業及び商工振興に関する件」、「観光振興に関する件」、「地域振興に関する件」、「医療及び医療行政に関する件」、「教育振興に関する件」及び「各種施策の見直しに関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成28年6月17日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会広報常任委員会委員長 川上 誠一

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「町議会だよりの編集及び発行に関する件」、「町議会のホームページの管理及び運用に関する件」、「議会放映の管理及び運用に関する件」及び「その他町議会の広報に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

平成28年6月17日

芦屋町議会議長 小田 武人殿

議会運営委員会委員長 田島 憲道

閉会中の継続調査申出書

本委員会は所掌事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

事 件

「議会運営に関する件」、「議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する件」及び「議長の

諮問に関する件」

理 由

調査不十分のため。

.....

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に民生文教常任委員長に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で、質疑を終わります。

ただいまから、討論及び採決を行います。

まず、日程第1、議案第36号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第36号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第36号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第2、議案第37号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第37号、平成28年度一般会計補正予算第1号に対する反対討論を行います。補正予算には、熊本地震被災地義援金や私立保育所空調設備工事、不妊治療助成金、緑ヶ丘団地の復旧工事など住民生活に必要な施策、工事があり、評価をするものですが、大きな問題点としてマイナ

ンバー制度に関連する予算が含まれています。

質疑の中で明らかになったように、マイナンバー制度導入に関する総事業費は、総務課関係で約6,900万円、町負担金は約3,500万円投入しており、今回の住民課関係でも634万円となっており、今後もシステム改修など制度が存続する限り続いていき、税金が投入されます。

マイナンバー制度の問題点として、インターネットを介しての情報漏えいが心配されていますが、2017年にはインターネット上のマイナポータルで自分の情報を見ることができるようになり、ますます危険性が高まります。ほかにも個人情報の漏えいや行政窓口の混乱、認知症の方などへの対応、民間事業者の負担増、なりすましや悪質企業による不正利用などが懸念されます。

住民番号をつけ、民間分野でも広く使われているアメリカや韓国で大量の個人情報漏れやなりすまし犯罪が続発している事実を直視すべきです。さまざまな情報が個人番号カードに集積されることは、国による個人情報の掌握強化、国民監視につながるとの批判も上がっています。

芦屋町は地方自治体として住民を守る義務があります。プライバシー権の侵害にもつながるマイナンバー制度はどう考えても危険なものです。個人情報を危険にさらし、国民への国家管理と監視強化につながるマイナンバー制度は凍結・中止し、廃止に向けた検討が必要であるということを表示して反対討論といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。妹川議員。

○議員 6番 妹川 征男君

川上議員と重複するところがあるかも知れませんが、先ほどの議案第37号、一般会計補正予算に反対いたします。

先ほど川上議員が言われたように、住民生活にプラスにですね、値するものも多々ありますが、このマイナンバー制度そのものに対して、今日まで反対をしてきた関係もありますし、これを実際に施行されようとするほどですね、問題点を大きく感じます。このことについては、職員の皆様も執行部の皆さんも声なき声としてですね、やはりあるかとは思いますが、私たちは、町民、国民を代表してですね、町民を代表してこの問題点を明らかにする必要があるのではないかと考えています。

さて、昨年10月から個人番号を記載した通知カードを私たち住民に発送されました。本年1月から個人番号カードの交付が始められ、現在も進められていると思います。社会保障、税の一体化によるマイナンバー制度は社会保障、地方税、災害対策に関する事務の効率化、また国民生活を支える社会的基盤として、社会保障税番号制度とこのうたい文句で進められています。現在稼働している住基ネット、税、福祉、医療、国民保険料などの業務システムのデータを一括したシステム、いわゆる造語としてですね、いわゆる串刺すとかそういうデータを束ねるとかにする

ことによって、それぞれのデータを抽出するプログラムの作成などを業者に委託する経費、いわゆるこれをトンネル補助金とも言われていますが、国から補助金が、いただいたものが、そういう委託業者にですね、IT産業とかそういうところに、もうトンネルのようにして、もう差し出すというような、そして及び事務処理の経費です。国庫補助金が全国規模で3,000億円とも言われ、平成26年度より各自治体に補助金が支給されてきています。

芦屋町の場合、マイナンバー制度に伴う電算化システム改修及び事務的支出の総事業費は26年度より現在まで約7,640万円。そのうち補助金合計は4,100万円です。町からの支出合計は約3,540万円で、約46%は町からの繰出金であるようです。国民にとって、町民にとってメリットがどの程度あるのか。お金をかけた割には、個人番号カード発行数は、芦屋の場合、6月現在、人口約1万4,500人のわずか1,090件であると。7.6%と言われています。マイナンバー制度は原則として生涯変わらず、一生を通じた個人のデータが蓄積され、12桁の番号で個人情報を照合できる仕組みであるから、サイバー攻撃にさらされ、個人情報の漏えい、プライバシー侵害やなりすまし詐欺など犯罪を状態化させる危険性を含んでおり、個人情報が丸裸になると言われているわけです。

昨年の6月1日には日本年金機構が発表した基礎年金番号を含む個人情報が漏えいした事件。また、ことしの6月14日、日本最大の旅行代理店グループのJTBはJTBのサーバーが不正アクセスを受けてオンラインサービスから793万件の個人情報が流出したと公表しております。

そんな中、マイナンバー制度が憲法第13条の保障するプライバシー権を侵害するという違憲訴訟の動きが弁護士や市民団体を中心に2月現在では7件起きております。

国民健康保険、運転免許証、年金などの番号は紙切れです。紙切れに番号がついております。しかし、国民総背番号の個人番号カードは私たち人間につけられるんです。私たちは人としての人格、尊厳を持つ人間です。国が国民1億3,000万人全員に番号をつけるなどもってのほか。どうして国が私たち人間一人一人に個人番号をつけることが、私たちにとっては尊厳を侵害していると私は思わざるを得ません。

マイナンバー法は自治体に対し、法の趣旨を踏まえた必要な措置を取ることを求めています。国が押しつけた制度によって、各自治体は国の施策に従わなければならないでしょう。自治体として、国が決めた法律に基づいて、粛々とやらざるを得ない心境はよくわかります。しかし、自治体の職員の中にはこの制度の矛盾を知り、廃止、見直しすべきとの声なき声があることも事実です。地方分権社会であるのであるから、国と県と自治体は平等な形で進めなければなりません。

したがって各自治体のほうから県へ、そして国へとこの問題について発信すべき。このマイナンバー制度は押しつけ制度であり、しかも金まで、お金まで四十数%出さないという、とんでもない制度ではなかろうかと。非常に不条理な制度であるというふうに思います。私は国民とし

て、また芦屋町民として、また町民の代弁者である私としてですね、反対の意思をせざるを得ないし、職員の皆様の中にもそういう矛盾を考えながら、やはり執行していかなければならないという矛盾を考えながらやられてあるという思いはよくわかります。でもそういう皆様方の声を、声なき声を代弁して、ここで反対の意思表示といたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。

日程第5、議案37号、平成28年度芦屋町一般会計補正予算第1号につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

本補正予算でありますけれども、今回、補正に当たって、工事請負費、緑ヶ丘団地の12棟の復旧工事、それから旧第2分団ホース乾燥塔撤去工事、中央公民館の自家発電改修工事、それから備品購入費として、防災設備用無停電電源装置、設計委託料として、モーターサイレン整備実施設計委託。そのほか私立の保育所の補助、そういったことで所要の補正予算が適正に処理されているということ。それから、少子化対策として国、県が行う事業について、その上乘せ事業として不妊治療の助成を町として独自に行う。これについての補正が計上されております。

マイナンバー制度につきましては国の法律で定められた事案ではございます。そういうことで、これに関しての補正については、法律に基づいて町として行わなければならない事業に関して、適切にですね、補正が組まれておりますので、マイナンバー法についての是非をここで問うても仕方ありませんので、やはり町としてですね、これはしっかりやらなければならないことは、法律が定まっていますので、法治国家としてですね、町としては、行政としてはやらないようじゃいけないかと判断しますので、そういった観点で賛成いたします。

以上であります。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第37号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、議案第37号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第3、議案第38号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第38号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第38号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第4、承認第3号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

承認第3号、専決処分の承認について、反対の立場から討論を行います。

第一に、この一部条例改正は、法人町民税の地方法人税の偏在是正のための措置を行うというものです。

法人住民税法人割の一部を国税化して、地方交付税の原資とするとしています。芦屋町でも法人町民税の税率は3.7%引き下げられます。下げられた分については地方交付税で措置されるとされていますが、それも確実に行われるかどうかは明らかになっていないのが実態です。また法人住民税を含めた法人税の実効税率は34.62%から31.33%まで引き下げられ、法人税の引き下げのための代替財源の1つとして、黒字企業の負担を軽減して、赤字企業に負担をふやす法人事業税の外形標準課税の拡大が盛り込まれています。これは大企業への法人税の実効税率引き下げのために、ぎりぎり頑張っている中小企業に外形標準課税を拡大し、増税するというので、道理に合いません。大企業優遇税制の極みと言わなければなりません。

第二に軽自動車税の見直しについてです。

日本共産党は国政でも地方議会でも、消費税増税に伴う自動車取得税の廃止を穴埋めする軽自動車の増税は、中止すべきだと要求しました。グリーン化特例が延長されますが、これは今年度限りの軽減措置であり、軽自動車税の見直しによる今年度の芦屋町の税収も見込まれていることから庶民増税であると言わざるを得ません。

以上の点から反対をいたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第4、承認第3号について、委員長報告のとおり、原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、承認第3号は、原案を承認することに決定いたしました。

次に、日程第5、承認第4号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

承認第4号、専決処分の承認について反対討論を行います。

これは国民健康保険税の課税限度額の見直しについての一部条例改正ですが、アベノミクスの失政により住民生活が苦しくなっていく中で、課税限度額が再度引き上げられることを認めるわけにはいきません。国民健康保険の最高限度額の世帯は、一般的には平均的な所得世帯であり、富裕層とは違います。軽減世帯の拡充を図るとして課税限度額の引き上げが続くことは、国保税に対する重圧感はますます強まるばかりで、町民への増税となります。しかも、町民への負担増、町民増税であるのに、このように議会での論議にかけずに、専決処分を行う執行部の姿勢はいかかなものかと考えます。日程的にできる条件がなかったとのことですが、国保税は国が見直しても、自治体が保険者であり、自治体は見直しができるものであり、見直さなければならないものではありません。芦屋町独自の裁量で決めることができるものです。それに対する国からのペナルティもありません。条例改正により32世帯の方が増税になる可能性があると言及課から回答があつています。町民の増税にかかわるものであるだけに、今定例会の議案として議会の論議に付すべきものであると考えます。専決処分はできる限り行うべきではありません。今後の改善を求めるものです。

以上のことから反対いたします。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。

お諮りします。日程第5、承認第4号について、委員長報告のとおり、原案を承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。よって、承認第4号は、原案を承認することに決定いたしました。

次に、新たな議案が提出されております。

お諮りします。日程第6、議案第39号から日程第9、同意第2号までの各議案については、この際、一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

[朗 読]

○議長 小田 武人君

以上で、朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野 茂丸君

皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、連日の御審議、大変御苦勞さまでございます。

早速でございますが、本日追加提案いたしております契約議案及び人事議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議案第39号の中央公園整備工事（その1）請負契約の締結及び議案第40号の芦屋小学校空調設備改修工事（設備）請負契約の締結並びに議案第41号の芦屋東小学校空調設備改修工事（設備）請負契約の締結につきましては、それぞれ議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございますので、それぞれ請負契約を締結するものでございます。

次に、人事議案ですが、同意第2号の芦屋町教育委員会委員の選任同意につきましては、現委員の元兼正浩氏の任期が平成28年6月15日で満了となっておりますので、後任に三柵賢二氏を選任いたしたく、本町議会の同意をお願いするものでございます。

なお、三柵氏は、30年以上の教諭として豊富な経験を持ち、小学校では校長まで経験し、北

九州教育事務所では、副所長兼主幹指導主事を務められ、人格・見識に関しましても申し分なく適任ですので、同意くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単であります但提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

○議長 小田 武人君

以上で、提案理由の説明は終わりました。

お諮りします。日程第9、同意第2号については、人事案件でございますので、この際、日程の順序を変更して、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定しました。

お諮りします。日程第9、同意第2号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第2号は、同意することに決定いたしました。

ただいまから、質疑を行います。

まず、日程第6、議案第39号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第40号についての質疑を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

議長、40号と41号と関連しているから、2ついいですか。

40号は入札結果で、空研がくじ引きで落札しております。それから、もう1つ、41号は空研がくじ引きじゃなくして、落札金額が高いですね。落札じゃなくて、入札金額が1億3,940万。そして、宮西設備が落札でここに公表している金額、くじ引きではない。この空研が先に入札があつてくじ引きで決定した。15分ぐらい後にまた東小学校の設備改修工事。これが、空研の金額が高くて、宮西が最低制限価格。この2つ、この数字を見ると何か、どういうことなんだろう。談合とはわかりませんが、そういう話し合いがあつたんじゃないか。

それから、2つとも葵設備とドーワテクノス、これが辞退している。入札に参加して辞退しと

るが、その辺のいきさつをお聞かせ願います。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 藤崎 隆好君

お答えいたします。今回の2つの工事につきましては、空調設備の設置ということで、同様の工事になっておりますので、2つ同じような形で一般競争入札を行った。結果として、同じ業者のほうからそれぞれの案件に対して、入札の申し込みがっております。

その後、葵設備工業からは、技術者の確保が困難という理由で、またドーワテクノスからは、予定価格内での応札が困難というそれぞれの理由で辞退届けが提出されております。その結果として、残りの2社において入札を行ったということで、1回目についてはそれぞれ最低制限価格での入札ということになっておりますので、くじによって決定して、2回目については、宮西設備のほうで最低制限価格で入札したけれども、空研工業のほうはそうではないというところの結果になったということなんですけども。この空研工業のほうで、この金額で入札したということにつきましては、これは事業所の判断ということになりますので、この経過については当方のほうで、どういったことかということについてはお答えしかねますので御了承願います。

以上です。

○議長 小田 武人君

横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

入札だからね、会社の方針でやるんでしょうが、何か明らかにね、2社で最低制限価格で1つは落としておる。1つは予定価格のちょっと下よね。そういうことで、調べようがないでしょうが、何か引っかかるようなところがあるんじゃないか。

これは担当委員会が私、違いますから、委員会に入りませんが。それで、担当委員会にはその辺のことを詳しく話ができるのなら、担当委員会の委員さんをお願いします。

終わります。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第41号についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。日程第6、議案第39号から日程第8、議案第41号までの各議案については、民生文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまからしばらく休憩いたします。

午前10時38分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

お諮りします。日程第6、議案第39号から日程第8、議案第41号までの各議案については、民生文教常任委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

民生文教常任委員長に、審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 内海 猛年君

報告第8号、平成28年6月21日、芦屋町議会議長、小田武人殿、民生文教常任委員会委員長、内海猛年。

民生文教常任委員会付託議案審査結果報告書、本委員会は、本日付託を受けた議案について慎重審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第39号、満場一致により原案可決。

議案第40号、満場一致により原案可決。

議案第41号、満場一致により原案可決。

以上報告します。

○議長 小田 武人君

以上で報告は終わりました。

ただいまから、審査結果の報告について質疑を行います。

民生文教常任委員長に対する質疑を許します。横尾議員。

○議員 11番 横尾 武志君

委員長にちょっとお伺いします。

委員会はね、この契約に対して、契約議案でありますから、その金額の疑義がなければそういうところを審査すると思います。ですが、こういう1つはくじ引きで、1つは金額、1社が高く入れたということになっておりますので、その辺のところの質問はあったのか、また執行部からどんな答えが返ってきたのか、1つだけお聞きします。

○議長 小田 武人君

民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 内海 猛年君

議案第40号、41号の審査を行いました。その結果、今回のこの入札結果につきましては、横尾議員が言われるように、若干、不自然さとか、または疑惑を招くような状況が見れるんじゃないかという議員のほうからの質疑がございました。

執行部からの説明では、今回この入札における入札の環境というのがございます。それが何かと言いますと、執行部で予測する内容につきましては、まず1点目が熊本地震による業者の不足。それから、北九州市において公共、学校の空調関係の建設がはやっているということでの業者の不足。それから、今回、この工事が大型化するために2年間の工期を設けております。この工期については、2年間ということで、技術者の配置が必要になってまいりますので、そういうふうな面からもなかなか入札の申し込みが少なかったと。

結果として、4社しかなかったということでございます。それで、この入札の日、17日の10時と10時15分という15分しかあいていないということについても説明を受けました。これにつきましては、当初、先ほど言いましたように、入札環境というものはなかなか予測できなくて、当然多くの事業者から申し込みがあるだろうと予測しておりました。当然、それに伴って告示をやっておりますので、告示によって入札したわけでございます。しかし、今回のこの入札については、先ほど申しました入札の環境がこのような状況の中で、4社しか申し込みがなかったと。1社につきましては、入札価格が合わない。またもう1社については技術者が不足するという理由で辞退されております。

この分についてスケジュール的なものもあわせてお尋ねしましたところ、防衛庁との協議により、防衛庁のスケジュールに合わせないといけないとか、または学校との調整の中でやはり来年、

再来年の5月31日までが工期ということになりますので、なかなか改めてするという事は難しいという状況でございます。

それで、こういうように疑惑を招くような内容については、できるだけ改めるべきではないかという、委員長、私のほうからも質問いたしました。担当課としては今回の場合、ちょっと特殊なケースでございますので、今後につきましては、工期を分けるなどいろいろ検討していきたいという御回答を得ております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず、日程第6、議案第39号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第39号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第39号は、原案を可決することに決定いたしました。

次に、日程第7、議案第40号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第40号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第40号は、原案を可決することに決定いたしました。
次に、日程第8、議案第41号の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第41号について、委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、議案第41号は、原案を可決することに決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、あわせて、平成28年芦屋町議会第2回定例会を閉会します。
長い期間の御審議、お疲れさまでした。

なお、引き続き全員協議会を開きますので、第3委員会室にお集まりください。

午前11時32分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員